

いわき都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
〔いわき都市計画区域マスタープラン〕



空から見る小名浜のまちと港

福 島 県

目 次

1 . 基本的事項	1
1) 対象区域	1
2) 目標年次	1
2 . 都市計画の目標	2
1) 都市の現状と課題	2
2) 都市づくりの理念	6
3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ	9
4) 保全すべき環境や風土の特性	10
3 . 区域区分決定の有無	12
1) 区域区分の有無とその理由	12
2) 区域区分の方針	13
3) 市街化区域の規模	13
4 . 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針	14
1) 主要用途の配置方針	14
2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針.....	15
3) 市街地における住宅建設の方針	15
4) 特に配慮すべき市街地の土地利用の方針	16
5) 市街化調整区域の土地利用の方針	18
5 . 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針	20
1) 交通施設	20
2) 河川	24
3) 下水道	26
4) その他	28
6 . 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針	28
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針	28
2) 市街地整備の目標	28
7 . 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針	30
1) 基本方針	30
2) 主要な公園緑地の配置方針	30
3) 実現のための具体の都市計画制度方針	33
4) 主要な公園緑地の確保目標	34

1. 基本的事項

1) 対象区域

本区域は、いわき市の行政区域の一部により構成される約 37,597ha である。

区 分	市町村	範 囲	規 模
いわき都市計画区域	いわき市	行政区域の一部	約 37,597ha
合 計	1 市		約 37,597ha

2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成 12 年度を基準とし、概ね 20 年後の平成 32 年を目標年次とする。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10 年後の平成 22 年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に対して柔軟性を確保するため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- ・ 都市的土地利用の規模
- ・ 都市施設や市街地開発事業の整備目標
- ・ 主要な緑地の確保目標

2. 都市計画の目標

1) 都市の現状と課題

広域的視点から見た現状と課題

本区域は、東北地方と首都圏との接点に位置し、県内で最も広い面積を有する広域都市いわき市1市より構成されている。東部は太平洋に面し、西部には阿武隈高地が広がり、海と山に囲まれた恵まれた風土特性と多彩な自然資源を有する地域である。特に南北60kmにおよぶ海岸線は、古来より「いわき七浜」と呼ばれ、中でも四倉から沼の内の約10kmにおよぶ新舞子は白砂青松の海岸となっており、磐城海岸県立自然公園に指定されている。このように、本区域はきらめく太平洋や、豊かな森林と中小河川の渓谷美、さらには国宝「白水阿弥陀堂」など、多彩な自然と歴史・文化を有するとともに、温暖で寒暖の差が小さく年間日照時間も長く、快適な気象条件を有していることから、「東北地方の湘南」と呼ばれている。

本区域を構成するいわき市は、江戸時代には「陸前浜街道」「御斎所街道」「岩城街道」などが集まる交通の要衝であり、太平洋に面する小名浜、四倉、江之綱、田之綱、久之浜の5ヵ浜は、江戸にむけた幕府城米等の海上輸送のための物流拠点として栄えた。明治から昭和の時代にかけては、石炭産業の隆盛により現在の発展の基礎が築かれ、その後、新産業都市の指定を受け、産業基盤の整備が進められてきた。近年においては、首都圏方面への常磐自動車道、中通り・会津方面への磐越自動車道といった広域交通体系が整備され、常磐自動車道の仙台方面への延伸も順次進められている。今後は、県内外からの観光客の誘致等、これらの広域交通体系を活かした広域交流の活性化を図るためにも、市内主要拠点からインターチェンジへのアクセス性の強化が求められている。

また、重要港湾小名浜港を中心に工業地区が形成され、市町村別製造品出荷額では東北一の規模を誇り、南東北の工業拠点としての役割を担っている。今後とも、物流拠点「小名浜」地区の機能を強化し、地域の工業振興を図るため、背後地の整備や当該地区へのアクセス性向上等、小名浜港周辺の一体的な整備が求められている。

土地利用に関する現状と課題

本区域を構成するいわき市は、新産業都市の指定を契機として、昭和41年に5市4町5村が合併して誕生した広域都市で、市内の各地に市街地が分散立地するという多核型都市構造となっている。このような特有の都市構造を基本に、商業・業務拠点の「平」、工業拠点の「小名浜」、海・山等を活かした産業拠点の「勿来」、温泉を中心とした観光拠点の「常磐湯本」など、それぞれの核が有する「いわきらしさ」（海と山に囲まれた恵まれた風土特性等）を生かして都市機能の充実を図ることが課題である。特に、本区域内には「アクアマリンふくしま」「いわき・ら・ら・ミュウ」等の海洋文化施設、湯本を中心とする温泉施設、夏井川等の美しい渓谷といった観光レクリエーション拠点が数多く存在しており、これらの有効活用を図るため、周辺環境整備とともに観光レクリエーション拠点へのアクセス強化を図ることが求められている。

また、いわき市では高齢化率が県平均レベルで推移しており今後一層、高齢社会に対応した誰もが日常生活の行動範囲内で安全・快適・便利に暮らせる市街地づくりが求められている。このため、市街地周辺に広がる丘陵等を市街地拡大の緩衝帯として活用し、市内の主要核を中心とした多核型のコンパクトなまちづくりが課題となっている。さらに、市街化調整区域内には、第1次産業就業者の生活の場でもある既存集落が存在していることから、これら既存集落の静穏な住宅環境及び農地の保全に努めるとともに、周辺における無秩序な開発を防止し、都市と農村との適正な調和を図ることが求められている。

都市施設に関する現状と課題

鉄道は、JR常磐線、JR磐越東線が通っており、通勤・通学をはじめとする市民生活及び経済活動を支える公共交通機関として重要な役割を担っている。今後もその機能維持を図るとともに、駅は他の交通機関へ転換する重要な交通結節点であることから、駅前広場（交通広場）の整備など利便性の向上を図る必要がある。

高速道路としては、常磐自動車道、磐越自動車道により、首都圏並びに日本海方面との連携が強化され、広域ネットワークの拠点としての役割が期待されている。また、広域幹線道路においては高速道路とのアクセス性の更なる向上、防災対策の一層の強化が求められている。その一方で、平、小名浜、勿来等の核を連絡する主要道路において慢性的な渋滞が発生しており、多核型都市構造に対応した道路機能が十分に確保されていない状況にある。そのため、核を相互連絡する道路ネットワークの強化が課題である。なお、高齢社会に対応するため、高齢者を含む誰もが安全・快適・便利に日常生活を営めるような交通環境・生活環境の実現が求められていることから、道路、公園等の都市施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、主要駅や主要施設を相互に連絡する路線バスの充実等、公共交通機関の利便性向上を図ることが課題である。

また、平、小名浜、勿来、常磐、内郷地区には多くの病院が立地していることから、これらの地区においては、徒歩等による通院の利便性を向上させるための周辺道路の歩道整備や、遠方からの通院者に配慮し、公共交通機関の利便性を向上させることが課題である。特に、内郷地区については救命救急センターであるいわき市立総合磐城共立病院があり、救急車の搬送時間短縮のため、高速道路からのアクセス道路や周辺道路の混雑解消が課題である。

河川としては、夏井川、鮫川等の美しい景観を有する河川があり、住民の暮らしや生産活動を支える水を提供している。今後とも、これら河川の水質・自然景観を保全するとともに、身近な親水空間・憩いの空間として、地域住民の参加、協力のもとに整備を行う必要がある。さらに、湯本川など氾濫の危険性の高い河川については、安心して暮らせる地域づくりを実現させるためにも、治水安全度を高めることが課題である。

また、いわき市内では急傾斜地崩壊危険区域の箇所数が福島県内の約 30%を占め、また、戦後の産業の中心であった常磐炭鉱のなごりであるぼた山をはじめとする地すべり防止区域など、市街地あるいはその周辺には数多くの危険区域が指定されている。これらの区域については住民の生命と財産を守るための防災対策を鋭意推進することが課題である。

下水道普及率は全国平均と比較すると低い状況にある。そのため、公共用水の水質保全や生活環境の向上を図るため、下水道普及率の向上が課題である。

市街地開発事業に関する現状と課題

いわき市においては、古くは平戦災復興土地区画整理事業に始まり数多くの土地区画整理事業が進められ、市街地の整備がなされてきており、現在においても、泉第三土地区画整理事業等が進められている。また、本区域の代表拠点となる平市街地においては、平一丁目地区における市街地再開発事業により、居住機能、商業機能、交流機能等の集積が図られてきたところであり、いわき駅前地区における再整備も進められている。

しかしながら、消費流動が集中している平地区については、中心市街地の空洞化が進行しており、都市的魅力を向上させ、より求心力ある拠点を形成するために、JRいわき駅周辺整備と一体となって市街地再開発事業を促進し、中心市街地の活性化に寄与することが必要である。

また、小名浜地区においては、海洋資源を活かした観光施設を多く有しているが、市街地における商業活動は低迷している。このため、「港」と「まち」との連携を高め海の魅力を凝集した港まちの形成が求められているが、地区内には老朽化した家屋や改善すべき施設が存在しており、市街地開発事業等により再整備を行い、「港」と「まち」が一体となったまちづくりを進めるとともに、魅力ある観光地としていくことが課題である。

さらに、平、小名浜、勿来等の市街地においては、商業、工業、観光、行政等の各種都市機能の複合集積や、効率的な都市施設の整備、市街化区域内に残存する未利用地の利活用を進めるため、土地区画整理事業等を促進することが課題である。

自然環境の整備又は保全に関する現状と課題

いわき市東部には大部分が自然公園地域に指定されている60kmに及ぶ美しい海岸線、西部には阿武隈高地、水石山、湯ノ岳等の山々、これら海、山を結ぶ河川には背戸峨廊等の渓谷が作りだす景勝地、市街地内の主要核の間には緑あふれる丘陵・田園が分布している。これらの自然資源は、環境保全の観点から開発を抑制し積極的に保全する一方で、市街地周辺の農村地域では、農地等の保全に努めるとともに、身近にこれらの自然にふれあえる環境づくりを進めることが課題である。

公園については、市街地内の憩いの場である都市公園の更なる機能向上、利用促進を図るため、計画的な配置、緑のネットワークの形成が求められる。

なお、いわき市には、白水阿弥陀堂、勿来の関等の貴重な歴史ある建造物、公園が存在しており、これらの保全、利活用が求められる。また、白砂青松の新舞子浜、荒磯の塩屋崎等の特徴ある海岸、豊かな自然を眺望できる三崎公園、渓谷美を誇る夏井川・鮫川、市街地内に分布する丘陵地等をはじめ多彩な景観資源を有しており、これらの景観の保全・向上のため必要に応じて建物等の高さに配慮するなどの取り組みにより地域資源を後世に永く継承することが必要である。



夏井川渓谷



夏井川河口と美しい海岸線

2) 都市づくりの理念

基本理念

「海・山・川と共生し、安心・ゆとり・潤いのある個性豊かな交流都市づくり」

すべての人々が将来にわたり、緑とふれあい、人とふれあう、安全、快適、便利な環境
共生型市街地づくり

「楽しく遊び・楽しく学べる海・山・川」、「湯けむり漂う憩いの温泉」等、豊かな自然
資源を活かした交流空間づくり

広域都市に存在する「平」「小名浜」「勿来」各拠点の特性を活かした魅力ある拠点づく
り

いわき特有の地形がもたらす、水害・土砂災害等から住民の生命・財産を守り、安心で
きる都市づくり



湯ノ岳から見た市街地



勿来の関



いわき踊り



夏井川の灯籠流し

市街地の適正規模に関する考え方

現況の土地利用状況や推計した将来人口動向等をふまえ、市街化区域の規模は現状維持を基本としつつ、緑地等を確保し、清潔で快適な暮らしを実現するため市街地周辺の丘陵等を市街地拡大の緩衝帯として活用し、市域内の平、小名浜、勿来、常磐、内郷の5つの主要核がクラスター状に分布している特徴ある多核型都市構造を踏まえた市街地形成を図り、居住機能をはじめとする都市機能を収容する。

都市施設の整備・配置に関して基となる考え方

都市施設については、交流ネットワーク形成に資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮して配置することとする。本区域特有の多核分散型の都市構造を活かしつつ、中心性の創出と各拠点間の機能の連携、さらに効率的な都市整備が行われるよう、各種都市施設を整備・配置する。また、地域住民の参加・協力のもとにユニバーサルデザインの思想を取り入れた、だれもが利用しやすい都市施設の整備に努めるとともに、優れたデザインによる都市施設整備等により、魅力ある都市景観としての質の向上、及び個性化を図る。また、交流ネットワークに資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮して配置することとする。

さらに、各地区の特徴を踏まえたまちづくりを実現するため、住民に身近な地区レベルで作成する計画等にも配慮しながら整備を進める。

自然環境の保全に対する価値観

自然環境の体系的な保全と生物の多様性の確保を図りつつ、人々が自然と豊かにふれあうことのできる環境づくりを進めるとともに、従来の経済社会システムを転換し、環境との調和を図りながら、持続的発展が可能な環境共生型都市づくりを進める。また、新舞子浜、水石山、夏井川、身近な丘陵等の自然が、地域を特徴づける重要な要素となっている。これらの自然環境を後世に継承すべき財産と位置づけ、適正に保全することを基本とし、「森にせずむ都市」の実現を目指すものとする。

土地利用整序の考え方

本区域内には豊かな自然資源が分布しており、環境共生型都市づくりの観点から、今後も、これらを保全・活用していくことが望まれる。このため、阿武隈高地、湯ノ岳等の森林や大部分が自然公園地域に指定されている60kmに及ぶ美しい海岸線等の自然資源を積極的に保全・活用していくエリアを「山のエリア」「海のエリア」、都市的土地利用を図るエリアを「まちのエリア」と設定し、自然資源の豊かな都市の形成を図る。

また、まちのエリアについては、「平」「小名浜」を中心とするいわき市の中核的な都市ゾ

ーンとして「中央都市ゾーン」,「勿来」を中心とし首都圏との近隣性を活かした、求心性の高い都市ゾーンとして「南部都市ゾーン」の2ゾーン構成とする。なお、主要核の間に分布する緑あふれる丘陵・田園については住民に身近な緑として利活用を図る。

さらに、平の「商業」、小名浜の「みなと」、勿来の「海・川」、湯本の「温泉」等、各拠点が有する特徴・風土を生かした拠点づくりを図る。

農地・農業に関する考え方

市街地内に残存する農地等については、都市内の貴重な緑としての保全を図ることを基本とする。また、市街地周辺に広がる農地等とそれに囲まれる集落部分については、農業生産の場として位置づけ、生産機能との適正なバランスのもとに、土や緑とふれあう安らぎの場としての活用も検討する。また、農村の過疎化を防止するため地場産物のPRや、「農村」と「まち」が一体となったイベント等の実施により活性化を図る。

都市防災（市民のリスク分担）の考え方

洪水や急傾斜地崩壊危険区域等の自然災害の危険箇所を把握し安全対策の実施及びIT（情報通信技術）を活用した情報提供ネットワーク構築等との連携を検討する。なお、災害に迅速に対応するためには地域社会が一体となって自主防災にあたることも必要であることから、防災教育や防災訓練等を通じて地域の防災意識を高めるとともに、地域住民や企業の協力を促す施策を推進する。

なお、安全で安心できる災害に強い都市の形成に向け、情報提供ネットワーク等との連携について検討する。

隣接市町村との空間的結びつきの考え方

都市成長が鈍化する中で、隣接する都市間で共用できる機能を分担しあうなど、隣接市町村との交流・連携のまちづくりが求められているが、本区域においても、広域都市としての資質を十分に発揮しつつ、南東北の中核都市としての役割を積極的に担い、県中、県南、相双地方及び北関東との連携を一層強化し、地域共存の活力に満ちたまちづくりをめざす。

3) 当該都市計画区域の広域的な位置づけ

自然的環境の役割

- ・海岸、流域、森林など自然資源の保全

本区域だけの環境問題にとどまらず地球規模レベルでの環境保全にも貢献できるよう、市内に分布する美しい海岸線や豊富な森林資源等の貴重な自然資源の保全を推進する。
- ・豊かな自然資源を活用した広域的な観光ルートの形成

海洋資源や温泉資源等、本区域特有の地域資源を活かした観光レクリエーション拠点を、隣接区域の拠点と連携することにより、広域的な観光ルートを形成し、福島県全体の観光地としてのポテンシャル向上に資する。
- ・豊かな自然に囲まれた特徴を生かす、快適な生活環境づくり

本区域が有する、恵まれた自然条件を最大限活かし、身近なところでこれらの自然にふれあうことができ快適で健康的な日常生活が営めるような居住環境を創出することにより、本区域の魅力増進につなげる。

交流・連携の役割

- ・広域ネットワーク機能の整備を進め国際的な物流拠点を形成

経済のグローバル化に対応するため、港湾機能の強化が進められている国際的物流拠点である小名浜港においては、既存の広域交通ネットワークとの連絡性を高めるなど、港湾地区へのアクセス性の向上を図る。
- ・広域的な交流を促進するための高速道路へのアクセス条件の向上

常磐道、磐越道等の既存の広域交通ネットワークを最大限活かして地域間交流を活性化させるため、高速インターチェンジへのアクセス道路の機能を強化する。
- ・地理的優位性を生かし、高次な都市機能の集積を促進し、求心力のある地方中核都市圏を形成

東北地方と首都圏との接点にあり、また広域交通体系の要衝にあるという位置的特性を活かし、都市の拠点機能の整備充実を図ることにより、都市としての魅力や活力を有する地方中核都市圏を形成する。

産業・経済上の役割

- ・工業集積を活かした新たな産業の創出

バランスのとれた高い工業集積を生かして、付加価値の高い産業の誘導、地域産業の技術の高度化、新たな産業の創出を推進する。
- ・特色ある農林水産業の振興

豊かで魅力ある水産業の振興、水産加工業の高度化、温暖な気候等を生かした特色ある農業の振興、豊富な森林の育成と林業・木材産業の確立などを促進する。

- ・商業機能の活性化を図るため、まちづくりと連携した取り組みを図る
空洞化が進む中心市街地を活性化させるため、地域住民と連携した取り組みを図り、商業機能の充実、求心性の向上を図る。また、各地区においても、それぞれの特色を踏まえた商業機能の充実を図る。

4) 保全すべき環境や風土の特性

恵まれた自然資源

本区域内には、海・山・渓谷など、恵み豊かな自然があふれ、まぶしい太陽の光が温暖な気候をもたらしている。

このような恵まれた自然条件を最大限活かし、身近なところでこれらの自然にふれあうことができ、快適で健康的な日常生活が営めるような居住環境を形成するため、これらの恵み豊かな自然環境の保全を図る。

- ・太平洋に面する 60km におよぶ新舞子をはじめとする白砂青松の海岸線
- ・阿武隈高地や湯ノ岳をはじめ、市街地に近い場所における山や丘
- ・清流が見られる夏井川、鮫川、藤原川等

個性的な観光・レクリエーション資源

本区域内には、個性的な観光・レクリエーション資源を豊富に有しており、県内外から多くの観光客を集めている。

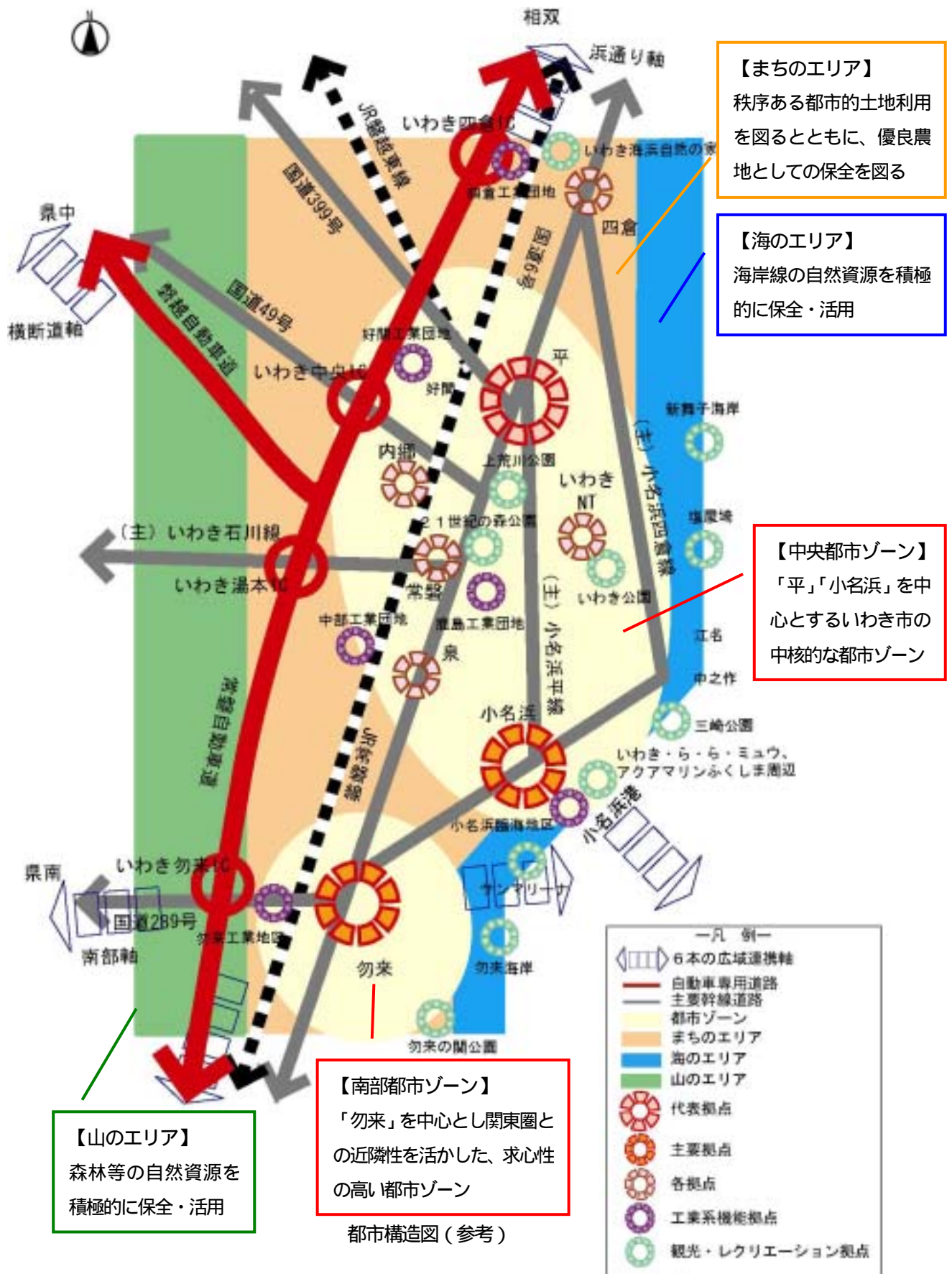
これら本区域特有の観光レクリエーション資源についても、下記の歴史文化遺産と同様、広域観光ルートの形成に資するよう、観光資源としての保全・活用を図る。

- ・太平洋に面するという利点を活かした「いわき・ら・ら・ミュウ」、「アクアマリンふくしま」や海水浴場等の海洋レクリエーション施設
- ・「いわき市石炭・化石館」「スパリゾートハワイアンズ」等、温泉資源を活用した観光施設
- ・「いわき公園」「21世紀の森公園」「三崎公園」「勿来の関公園」等、市民の憩い・レクリエーションの場としての施設

豊かな歴史文化の遺産

古くから交流が活発に行われてきた地域であり、貴重な歴史文化遺産が残されている。このような後世に継承すべき遺産の保全を図るとともに、その歴史的・文化的価値を広く内外にPRしながら、観光資源としての活用を図る。

- ・奥州3関のひとつであり、東北地方への玄関口にあたる重要な役目を果たしていたほか、陸前浜街道等の街道が集まる勿来の関
- ・江戸への海上輸送の拠点として古くから栄えた小名浜港等
- ・江戸時代の平城跡や国宝指定の白水阿弥陀堂などの、貴重な遺跡・史跡、歴史的建造物



3. 区域区分決定の有無

1) 区域区分の有無とその理由

区域区分の有無

無秩序な市街化の防止及び恵まれた自然資源の保全を行うためにも、今後も引き続き総合的かつ計画的な市街化を図るため、本区域では区域区分を定める。

判断理由

- ・本区域は、昭和45年に区域区分が指定されて以来、これに基づき市街地の計画的誘導や自然資源の保全、土地利用の整序、公共施設等の整備が図られてきた。しかし、多核型都市構造であるが故に、都市施設整備が十分に実施されてきたとは言い難く、整備率はまだまだ低い状況にある。今後も引き続き整備の効率化が求められる中で、整備の重点化を図る区域を明らかにする必要がある。
- ・本区域の人口の伸びは近年鈍化しているものの、郊外への人口流出の懸念があり、それによる無秩序な市街地の拡大を抑制する必要がある。また、進行する中心市街地の空洞化を抑制し、活性化を図るため、大型店舗の計画的誘導を図る必要がある。さらに、高齢化が全国平均以上のレベルで進行していることから、来るべき超高齢社会にも対応できるよう、日常的な行動が広範囲にわたることなく完結できるようなコンパクトな市街地形成が求められている。
- ・本区域内に存在する豊かな自然資源は、環境保全の観点や、身近にふれあえる環境づくりという観点からも、今後も積極的に保全する必要がある。また、本区域内には急傾斜地等の危険区域が見られることから、住民の生命と財産を守るため、災害の危険性の高い地域への市街化の抑制を図る必要がある。

以上の理由により、いわき都市計画区域においては、区域区分を定めることとする。

2) 区域区分の方針

市街化区域及び市街化調整区域における人口及び産業フレーム

ア. 概ねの人口

本区域における将来の人口は、次のように想定する。

	平成12年	平成22年
都市計画区域内人口	約332千人	約326千人
市街化区域内人口	約278千人	約278千人

イ. 産業の規模

本区域における産業の規模は、次のように想定する。

		平成12年	平成22年
工業出荷額(億円)		10,435	11,794
卸小売販売額(億円)		9,140(H11)	9,945
就業者数(人)		169,100	165,500
種別	第1次産業(人)	7,400	7,100
	第2次産業(人)	60,900	54,600
	第3次産業(人)	100,800	103,800

市街化の方針

本区域の人口、産業の見通し等を考慮し、平成22年における市街化区域は現状維持を基本とする。ただし、小名浜港の公有水面埋立(約20ha)に伴う市街化区域の拡大については考慮する。

3) 市街化区域の規模

概ね10年後の市街化区域の規模を次のとおりとする。

	平成13年告示面積	平成22年
市街化区域の面積	約10,028ha	約10,048ha

4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要用途の配置方針

住宅地（住居系）

住宅地における中心部の平、小名浜、勿来、常磐、いわきニュータウン等については、周辺の商業施設等との調和を図りつつ、良好な住居環境の整備・保全を促進し、快適でゆとりのある土地利用を進める。また、その周辺部においては、身近な自然資源との調和に努め、景観的に優れた住宅環境を整備する。一方、急傾斜地等の危険区域については住民の安全性を考慮し、住宅地の開発抑制を図る。

商業地（商業系）

ア．商業中心地

本区域の中心拠点に位置づけられる平地区においては、広域的な拠点性を持ちランドマークとなる複合施設（商業・業務施設、文化施設、公益施設等の各種機能を備えた中核施設）とその周辺、駅前広場、道路及び駐車場等を一体的に整備し、いわきの中心として求心力の強い高次の都市拠点の形成を図る。

イ．一般商業地

小名浜、勿来、常磐、内郷地区等の中心部においては、各地区の住民の日常購買需要をまかなう近隣商業地としての機能集積を図り、住宅地と一体となった拠点の形成を図る。なお、（主）小名浜平線等の主要幹線道路沿道のサービス施設については、中心市街地の空洞化を進行させないよう、バランスに配慮する。

また、平、小名浜等の市街地内については、地域の特徴ある小売店舗の集積の誘導とともに、道路、公共交通機関の整備により、活性化に資する。

ウ．観光商業地

海洋資源を生かした観光施設を有する小名浜、湯けむり漂う憩いの温泉施設のある常磐地区等においては、観光土産品、飲食店等、観光需要に対応した商業地として機能を集積し、観光資源と一体的な整備を図り、魅力的な空間を創出する。

工業地（工業系）

本区域内の工業拠点となる小名浜港の背後地については、各種機能の整備・集積により物流機能を一層強化し、国際物流拠点としての発展を図る。また、勿来、四倉、好間等の各地区における工業団地等及びその周辺については、各地区の特徴を考慮した工場の立地を促進させる一方で、周辺の環境への影響にも配慮し、緩衝緑地等の配置に努める。なお、社会状況の変化等により、必要に応じて、用途地域の適切な見直しの検討を行うものとする。

2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

住宅地（住居系）

平の既成市街地の中心部においては、周辺の商業施設等との調和を考慮しながら多様な土地利用を図り、にぎわいのある空間を形成する。また、小名浜、勿来等については、身近な緑地等を確保し、良好な住居環境を形成するとともに、快適な都市空間の形成を図るため、ゆとりのある土地利用を基本とする。

商業地（商業系）

平地区中心商業地については、各種機能の複合的な集積を図りつつ、適切な公共空間及び緑地等のスペースを確保するため土地の高度利用を基本とする。また、一般商業地については住宅等との混在を考慮しながら、各地域の状況を踏まえた土地利用を基本とする。

3) 市街地における住宅建設の方針

身近にある豊かな自然資源を活かした住宅供給を図りつつ、今後さらなる進行が予想される高齢化に対応した住まいへの改善を図る。

また、平、内郷等の密集する既成住宅市街地においては、防災性の向上、日照、通風等の衛生面、及び騒音、悪臭等においても支障のない住環境の確保を図りながら、低水準の住環境を形成する恐れのある住宅建設については抑制を図る。

さらに、近年の人口成長の鈍化を踏まえ、今後は住宅ストックの量的充足から、既存ストックの有効活用と質の向上へ施策転換を図るとともに、多様化する住民のニーズに対応し、また、高齢者や障害者をはじめ誰もが快適に暮らせるユニバーサルデザインの思想を取り入れた良質な住宅供給を促進する。

なお、住宅建設及び宅地開発に関連し必要となる公共公益施設の整備を促進し、良好な住環境及び利便性の確保に努める。

4) 特に配慮すべき市街地の土地利用の方針

土地の高度利用に関する方針

平地区における中心市街地の活性化及び求心力のある都市空間の形成を図るため、駅前広場の整備、空き店舗の有効利用等と併せ、市街地再開発事業により、商業施設等の各種機能の充実及び複合的な集積を図り、土地の高度利用を促進する。

港湾に関わる土地利用の方針

小名浜地区における臨海鉄道貨物ヤード等の区域については、まちづくりと一体的な利用形態を検討する。また、小名浜港の背後地においては、港湾機能向上、円滑な交通確保のため、物流拠点の機能の集積、交通体系の充実を図る。

さらに小名浜港では、海と港の特性を生かした交流空間の充実と背後のまちづくりと連携した港湾空間の形成が進められており、中心商店街の活性化と一体となったまちの賑わいの形成に努める。

また、港湾施設を適正に管理するため、必要に応じ臨港地区の見直しを行う。

用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

ア．住宅系用途

平、小名浜、内郷等の住工、住商混在地区において、特に良好な居住環境の創出を図る上で支障がある地区については一部用途の変更を検討し、良好な居住環境の創出を図っていくものとする。しかし、土地利用を最大限に生かすため、ある程度の混在を許容しながら良好な居住環境の創出を図る。

イ．商業系用途

空洞化が進行する中心市街地を活性化させるため、空き店舗の商業系施設としての有効活用等を促し、商業機能をはじめとする各種機能の集積、誘導を進めていく。また、一般国道6号、(主)小名浜平線等の主要幹線道路沿線における商業系の土地利用については、中心市街地の空洞化に拍車をかけないように配慮しつつ適切な土地利用の誘導を進める。一般商業地については周辺の住居環境との調和を図りながら土地利用を進める。

ウ．工業系用途

住宅系用途地域に立地している工場等については、居住環境への影響を考慮し、工業系用途地域への移転の誘導を検討する。また、住宅地と工場が隣接するなど異なる用途が隣接する場合は、緩衝帯を設けるなど周辺の環境への影響に配慮しながら土地利用を図る。また、工業専用地域内における大規模未利用地については利用の促進を図るため、周辺環境に十分配慮しながら、工業系用途地域を基本に地区計画制度を併用した用途地域の変更等について検討する。

居住環境の改善又は維持に関する方針

少子高齢社会への対応を考慮し、高齢者等に配慮したゆとりある都市空間を創出するため、区画道路や歩道及び公園等の生活基盤の整備を図り、高齢社会にふさわしい市街地構造への転換、機能整備を図る。

市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域の特徴として、市街地周辺に身近な丘陵地等があり、これらは市街地にゆとりと潤いのある空間をもたらすとともに、市街化の拡大を抑制し都市構成にメリハリを与えている。今後も、これらの身近な自然資源の保全・活用を積極的に行う。

5) 市街化調整区域の土地利用の方針

優良な農地との健全な調和に関する方針

農道及び用排水施設等の整備がなされている優良な農地等や生産性の高い集団農地については、都市の発展方向との調整を図りながら、今後も優良農地として保全を図る。また、市街化区域に近い市街化調整区域内の農地等については、園芸生産やレクリエーション農園等としての整備、都市生活に潤いを与える資源としての活用を図る。

災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

常磐、内郷、好間地区等においては地すべり防止区域等が多く分布しており、また本区域内に急傾斜地崩壊危険区域等の多くの危険区域が指定されている。これらに対する対応策を推進するとともに、危険区域とその周辺における市街化を抑制する。また、森林地については、自然環境の保全・保健休養とあわせて、災害防止の機能を有しているため、適正な保全管理を行い、森林機能の低下を抑制する。

自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

自然公園地域に指定されている海岸線の大半や夏井川溪谷等、美しい自然景観を有する区域は今後とも保全に努める。また、市街化区域に隣接した緑地等の自然資源は、都市環境保全及び都市防災の観点から重要であり、さらに、都市景観としても貴重な存在であることから、積極的に保全に努める。

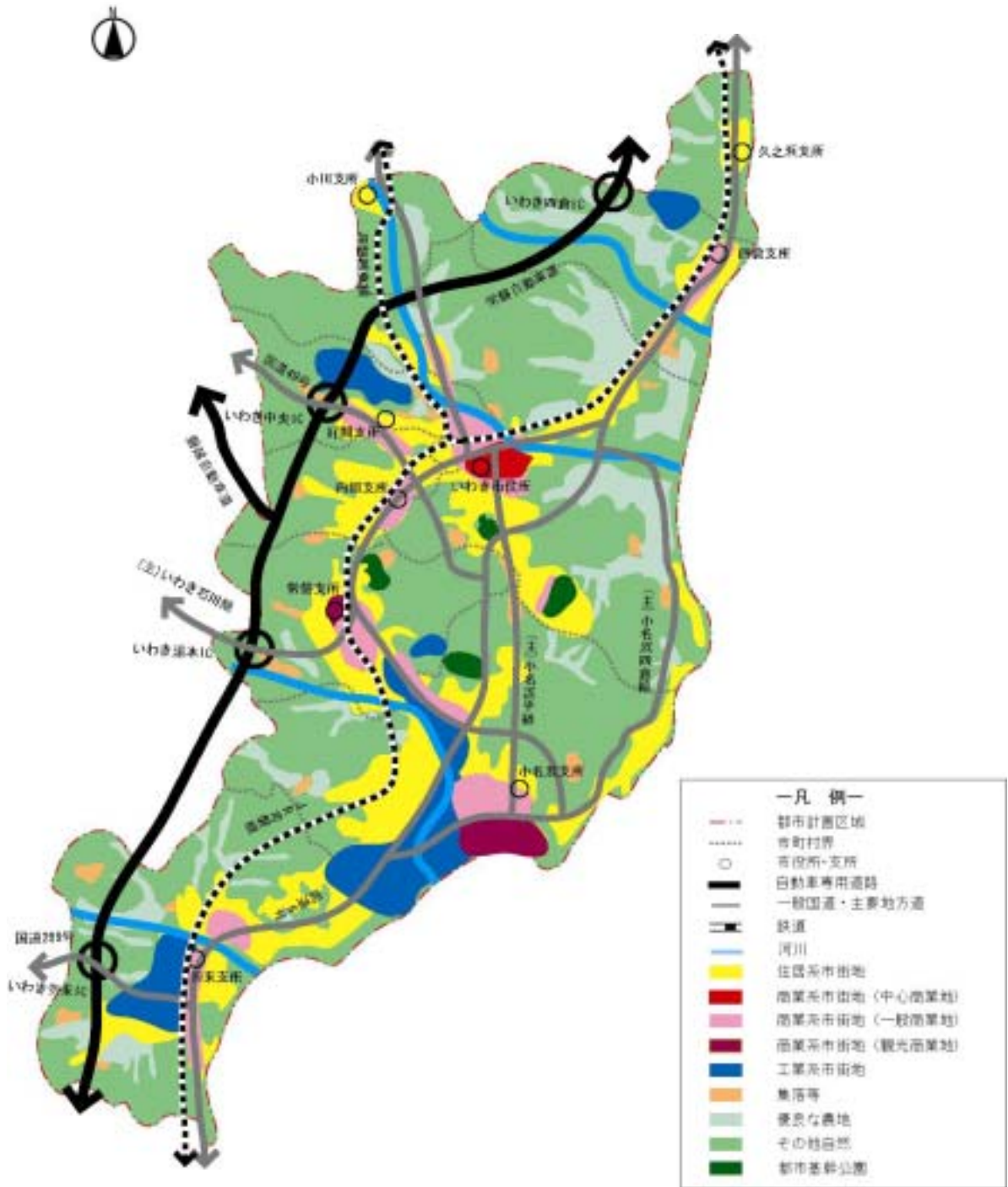
秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

第1次産業就業者の生活の場となっている既存集落等については、緑が多く静穏な住宅環境及び生産環境の保全に努める。

市街化区域に隣接し、又は近接する一団の集落等については、開発許可制度の運用等により、適正な維持に努める。

さらに、市街化調整区域における既に開発された住宅団地については、実状に応じて適切な土地利用の誘導策を講ずることにより、良好な住環境の維持・形成に努める。

用途地域が定められていない区域は、主に良好な居住環境を維持・保全していく区域とする。



土地利用方針図（参考）

5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

なお、施設の整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを目指して、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

1) 交通施設

基本方針

本区域とその周辺では、近年、高速道路や空港等の広域交通基盤の整備が進みつつあるが、高齢化、高度情報化、環境共生といった社会の動向にも考慮し、道路のみならず、公共交通機関との連携を図り、総合的な交通施設整備が必要である。

また、本区域の都市構造が多核型であることを考慮し、本区域の中心「平」、物流拠点・小名浜港を有する「小名浜」地区を中心とし、各々の「核」が相互の交流・連携を深め一体的な発展を導くための交通ネットワークの整備を、効率的かつ効果的に進めていくことが重要である。

・本区域内外の連携強化に資するネットワークの整備

将来都市構造における交流・連携ネットワークの形成に必要な交通網を構築するため、現在渋滞状況にある広域幹線、市内地域間、市街地内等のネットワークを沿道環境に配慮しながら渋滞対策等を講じ強化する。特に、物流拠点である小名浜港及びその周辺の整備と連動し、機能を最大限に発揮するためアクセス強化を図るとともに、主要な観光拠点、都市施設へのアクセス性の強化も図る。

・適切な交通機関分担による総合交通体系の構築

道路による自動車交通の円滑化だけでなく、鉄道やバス等、公共交通機関の有効利用と道路交通と有機的連携・役割分担等により、いわゆる交通弱者に対する交通利便性の向上を図るとともに、環境面でもやさしい総合的な交通施設の整備を図る。特に、中心市街地の活性化と魅力向上を図るため、通過交通の流入防止や歩行者交通ネットワーク形成、休憩施設の整備等、安全で快適な歩行環境の創出を図るとともに、公共交通機関のサービス向上や道路案内の整備等を推進する。

・人にやさしい社会空間としての道路環境・交通施設整備

歩行者や自転車のための道づくりや、高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすく人にやさしい道づくりを目指す。また、道づくりだけでなく、鉄道駅舎やバス停等の交通施設についても誰もが利用しやすく、便利で安全な施設整備を推進する。

さらに、イベントやコミュニティの場としての道路空間の利用等を進める。

主要な施設の配置の方針

ア．幹線交通網

- ・道路の速達性、信頼性を高め、本区域内外の広域的交流・連携に寄与する高速道路及び幹線道路の一層の機能強化を図る。
- ・多核型都市構造を考慮し、平地区、小名浜地区を中心とし拠点間を相互に結ぶ幹線道路（一般国道6号常磐バイパス、（主）小名浜平線等）及び市街地内の特性に応じた市街地内幹線道路（一般国道49号平バイパス、（主）日立いわき線等）の整備を推進するとともに、それらを補完する道路の機能強化を図る。また、必要に応じて環境施設帯を設置し、沿道環境の保全、緑のある景観形成に努める。
- ・幹線交通網の更なる利便性、安全性を向上させるため、高速道路へのアクセス道路（一般国道6号久之浜バイパス等）の機能向上を図るとともに、一層の防災対策（一般国道49号北好間防災等）を進める。
- ・救急救命センターであるいわき市立総合磐城共立病院等の位置する内郷地区では、救急車の搬送時間短縮のため、高速道路からのアクセス道路や周辺道路の混雑解消に努める。
- ・各拠点が有する「みなと」「温泉」「海」「山」「川」等のいわき市特有の観光資源を結び広域的な観光ネットワークの形成に努める。

イ．生活道路・生活観光道路

- ・市民生活の利便性、安全性、快適性を確保するとともに、高齢社会に対応し、高齢者のモビリティや交通特性に配慮しながらユニバーサルデザイン化を図り、市内各地域内の生活道路網の整備、交通安全対策を推進する。
- ・小名浜地区（アクアマリンふくしま、いわき・ら・ら・ミュウ等）常磐地区（湯本温泉郷）海水浴場等の観光地周辺の道路については、街と観光地を結ぶ生活観光道路と位置づけ、「みなと」「温泉」「海」等の特徴を活かした景観形成に努めるとともに、観光地に関連する飲食店等の沿道への立地を誘導し、観光地として一体的な空間の構築に努める。

ウ．自転車・歩行者交通

- ・高齢社会に対応し、誰もが安全に安心して暮らせる生活環境づくり、また環境と共生した人にやさしいまちづくりのため、歩行者等の快適性や利便性を高める道路空間整備（歩道及びサイクリングロードの整備、道路の緑化等）を図る。特に、観光地周辺では、観光客等が楽しめるような空間演出を施すとともに、歩行者・自転車空間のネットワーク形成により回遊性を確保し、賑わいの創出を図る。
- ・学校周辺の道路については、通学者の安全性を確保するため、できる限り歩道の設置、有効幅員の確保に努める。また、平、小名浜、勿来、常磐、内郷地区には多くの医療機関が分布していることから、これらの地区周辺については、通院の利便性を図るための周辺道路の歩道整備や、遠方からの通院者の利便性を高めるための公共交通機関の整備を検討する。

エ．駐車場

- ・市街地における駐車場利用による利便性向上を図るため、また、社会経済活動の健全性を確保し、活力と魅力あるまちづくりを推進するため、駐車場が不足している箇所への駐車場整備、各種制度の活用等を官民一体で取り組む。

オ．駅前広場

- ・いわき駅前において、市街地における魅力ある核づくりを通じて各種機能の集積を誘導し、コンパクトで健全な市街地形成、広域的な求心力の向上を導くため、道路の拡幅、駐車場の整備等を推進し、交通結節機能、都市のシンボルとしての機能、コミュニティ機能、防災機能等の強化を図り、にぎわいのある駅前広場の形成を目指す。
- ・周辺に温泉施設がある湯本駅については駅を起点とした公共交通機関による観光周遊ルートの構築を図る。また、海洋文化施設の多い小名浜港に最も近い駅である泉駅については公共交通機関を利用した小名浜港へのアクセスの拠点としての整備を検討する。さらに、勿来駅については、海水浴場との連絡道路、案内標識等を整備し、観光施設と駅との一体的な整備を促進する。

カ．公共交通

- ・交通弱者に対する生活利便性の向上、環境と共生したまちづくり等を進めるため、鉄道やバス等のそれぞれの利便性向上、ユニバーサルデザイン化及び乗り継ぎの利便性向上を図る。また、それらの有効活用を促進し、自動車交通量の抑制を図り、交通混雑の緩和、環境への負荷の軽減を目指すとともに、自動車交通と連携した総合交通体系の構築を目指す。



海竜の里

主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

【道路】

路線名	備考
(都)常磐バイパス	一般国道6号常磐バイパス
(都)上矢田北好間線	一般国道49号平バイパス
(都)平磐城線	(主)小名浜平線
(都)勿来岩間線	(主)日立いわき線
(都)三函八仙線	(主)いわき石川線
(都)勿来泉線	(主)常磐勿来線
(都)栗木作小山田線	(市)栗木作小山田線
(都)台山水野谷町線	(市)八仙舟場線
(都)八反田四方木田線	(市)高坂町八反田線
(都)内郷厩平線	(市)内郷平線
(都)新川町谷川瀬線	(市)新川町谷川瀬線
(都)花畑辰巳町線(仮称)	(市)花畑船引場線等
(都)搔槌小路鯨岡線	(市)搔槌小路上柳生線
(都)田町上荒川線	一般国道399号
(都)搔槌小路谷川瀬線	一般国道399号

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

2) 河川

基本方針

本区域には2級河川(夏井川、鮫川等)普通河川(入旅人川、別当川等)準用河川(下田川、新田川等)があり、人々の暮らしや生産活動を支える水を提供している。これらの河川の環境を改善、維持し、各流域の自然・景観資源等の特色を活かした親水空間の創出を図る。また、大雨等により河川の被害から周辺住民の生命、財産を守るため、河川改修を推進する。

(治水・利水)

・治水安全の確保

雨水の流出に対する水害に備えるため、浸水被害の常襲地帯を中心に未整備河川の整備を推進する。

・利水の確保

市民生活を支える生活用水の確保、工場等の維持・発展に必要な産業用水の確保、豊かな農地等からの生産を支える農業用水を確保するため、流域の水環境を守りつつ利水を図る。

(水環境保全)

・水質の保全

流域の水環境を通じた良好な河川環境の維持は生態系の保全育成に重要であり、水質は良好な環境の指標となることから、環境基準を満たす水質の維持・保全に努める。

・維持管理体制の強化

環境保全に努めるため、すべての世代が楽しめる住民参加型の維持管理体制を構築するとともに、それらの充実を図る。

(親水)

・自然環境の保全と活用

多自然型川づくり等により、各々の河川が有する生態系や河川沿いの緑地及び渓谷などの固有の自然景観の保全に努める。

・親水空間の創造

市民生活にうるおいとやすらぎを与える身近な場として、市街地に隣接している親水空間の維持・整備に努める。

主要な施設の配置方針

- ・大雨の度に氾濫を繰り返す藤原川水系（湯本川、馬渡川、水野谷川）をはじめとする本区域内の河川を対象とし、当面 50mm/hr の降雨強度に対応する河川整備を推進するとともに、適切な利水の確保を図る。
- ・下水道整備や産業・生活排水対策を講ずるなど、河川の水質の保全・管理を行うとともに、水辺植生の保全などを通し、水環境の向上並びに公共用水域の水質保全を図る。また、山間地域における緑の保全整備に努めるなど水源の涵養、河川の水量の確保を図る。
- ・夏井川等の流域における恵まれた自然資源を有効活用し、多自然型川づくり等による河川改修を促進し、市民が河川と親しめるよう親水空間の創出を図るとともに、健康増進、レクリエーションの場としての活用を図る。

主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

ア. 治水事業

種別	名称
二級河川	夏井川 新川 宮川 仁井田川 馬渡川 水野谷川 湯本川 鮫川 中田川
準用河川	下田川 新田川

イ. 親水事業

種別	名称
二級河川	夏井川 鮫川

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

3) 下水道

基本方針

「公共下水道」

- ・ 公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るため、既認可区域内事業の計画的整備に努めるとともに、さらなる事業区域の拡大を推進する。
- ・ 整備完了区域内においては全戸水洗化の早期実現を推進する。
- ・ 公共用水域の汚濁防止を図るため、事業所などから排水される下水の監視を徹底するとともに、適切な維持管理に関する指導・監督に努める。
- ・ 浸水被害から市民の貴重な財産を守るため、市街地の発展に伴う雨水流入量の増大に対応し雨水排除施設の整備を図る。

「都市下水路」

- ・ 下水道法認可計画区域外市街地の浸水防除を図るため、下水路やポンプ場などの整備・充実に努め、都市下水路のより一層の整備促進を図る。

主要な施設の配置方針

本区域を北部、東部、中部、南部に分け、市街地の土地利用の動向や市街地整備事業と整合を図りながら、順次整備していく。

主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

ア. 下水道

種 別		名 称
流域下水道		
公共下水道	流域関連	
	単独	いわき公共下水道

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

参考；いわき公共下水道の処理区及び分区

処理区	分 区
北部処理区	四倉分区 草野分区 神谷分区 谷川瀬分区 平窪分区 高坂分区 内町分区
中部処理区	湯本第1分区 湯本第2分区 湯本第3分区 鹿島第1分区 泉第1分区 泉第2分区
南部処理区	錦分区 植田第2分区 佐糠分区

4) その他

本区域には重要港湾小名浜港があり、港湾の整備とともに精錬、電力、化学工業等を中心とした臨海工業地帯が形成され、本地区の経済産業を牽引するとともに南東北地域の燃料や原料及び工業製品等の海上輸送の国際国内物流拠点として重要な役割を担っている。

今後とも、物流需要の増大や船舶の大型化、コンテナ化等の輸送革新に対応するための外内貿易物流機能、及び地震等の災害時における緊急物資輸送と背後地域の経済活動を支える耐震強化施設の拡充を図るとともに、背後のまちづくりと連携し、海と港の特性を生かした交流空間の充実を図る総合的な港湾空間とする。

6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・平地区における中心市街地の空洞化に対応するため、いわき駅周辺において市街地再開発事業を導入し、ランドマークとなる複合施設等を整備し、また、これらの機能を十分発揮させるための道路の拡幅や駐車場整備等を進めるとともに、公共交通機関を総合的に整備し、駅前周辺の渋滞解消とユニバーサルデザインの思想を取り入れた都市空間への転換を図る。
- ・小名浜地区においては、臨海部に市民の交流の場や海洋文化施設等の広域的な交流機能が集積し多くの市民や観光客が訪れている。この賑わいを小名浜地区全体に波及させ、快適で賑わいのあるみなとまちの形成を図るため、小名浜港の背後地に市街地開発事業等の導入を検討する。
- ・都市機能と良好な生活環境を備えた都市空間の形成を図るため、土地区画整理事業を促進し、道路、公園、下水道等の都市基盤施設の整備と良好な住環境を効率的、かつ一体的に整備する。

2) 市街地整備の目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な地区については、次のとおりとする。

種 別	地区名
土地区画整理事業	泉第三
	勿来錦第一
	内郷東部第三
	常磐関船
	泉西部
	勿来酒井青柳
	常磐西郷
市街地再開発事業	平「いわき駅前地区市街地再開発事業」
	小名浜港背後地

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

1) 基本方針

本区域は、変化に富んだ海岸線、夏井川、鮫川等の美しい渓谷・河川、緑豊かな阿武隈高地など、海と山に囲まれた恵まれた自然環境を有しており、さらに市街地周辺においても丘陵等の豊かな自然資源が分布している。このような豊かな自然環境を活用したさまざまな観光地があり、今後、それらの活性化を図るとともに、市民生活に憩いと潤いを与え、観光地としての魅力を向上させる。さらに、市街地内に分布している自然資源についても、動植物の貴重な生存空間、災害時の防災空間として保全・活用・育成していくとともに、身近な自然空間として市街地と調和を図りながら整備を進める。さらに、身近で利用しやすい緑地空間の創出を図るとともに、住宅地等の緑化を推進し、どこでも豊かな自然を感じられるような潤いのある都市景観の形成を図る。

また、身近なコミュニケーションやレクリエーションの場となり、防災面における機能も有している都市公園等の緑地空間の計画的な配置及び整備を図り、緑を感じられる潤いのある都市景観の形成、市民生活の安全確保を目指すとともに、これらの緑地空間の利用効果及び存在効果を向上させるため、緑道等によりネットワーク化を図る。

2) 主要な公園緑地の配置方針

環境保全系統の配置方針

環境保全系統に配置する緑地は、都市の骨格を形成し、良好で自然的歴史的な環境を支え、都市の生活環境の向上に資する緑地であり、この適正な配置により良好な居住環境を創出するものとする。

- ・都市の骨格を形成する緑地として、平、内郷、常磐、小名浜、いわきニュータウン等から構成される環状市街地内部の丘陵地にある樹林地は、都市の構成上重要な緑地であることから、積極的な保全に努める。また、仁井田川、夏井川、藤原川、鮫川の河川沿いの緑地や、景観等に優れた新舞子浜、照島、塩屋崎、波立の海浜地帯、丹後沢等の市街地部に残る豊かな自然を保全すると共に、市街地に分布する丘陵地の樹林地を都市の骨格形成を図る緑地として保全する。
- ・学術的に貴重な緑地として、本区域内に散在する自然度が高い森林、天然記念物、保存樹木・樹林等を保全する。
- ・良好な歴史的環境を支える緑地として、天然記念物や重要文化財及び史跡等の指定文化財と一体となった緑地を保全する。
- ・身近な自然とのふれあいや多様な生態系の育成・生息拠点となる地区に公園緑地を適正に配置する。

レクリエーションシステムの配置方針

レクリエーションシステムに配置する緑地は、多様なレクリエーション需要に応える緑地や、リゾート拠点となる緑地及びこれらを相互に連携する緑地であり、適正に配置することにより、本区域内だけでなく、他地域などからのレクリエーション、リゾート需要にも対応できるものとする。

- ・多様なレクリエーションニーズに柔軟に対応するため、大規模な「いわき公園」「21世紀の森公園」「いわき金成公園」「上荒川公園」等を核とする緑地・公園として位置づけ、それらの利便性向上を図るため、相互に結ぶ緑のネットワークの構築を図るとともに、本区域が多核構造型であることを考慮し、都市基幹公園を適正に配置する。また、地域の特性を考慮し、住区基幹公園を適正に配置する。
- ・小名浜地区、勿来地区については公園、緑地が比較的に少ないため三崎公園、勿来の関公園とネットワークを構築できるような公園・緑地の配置を検討する。
- ・市街地に隣接する良好な環境を持つ夏井川、鮫川等の河川を、豊富な水辺を活かした身近なレクリエーションの場としての整備を推進する。
- ・海岸線の利用については、海洋文化施設の連携を支援する上で重要であることから、自然環境の保全に留意しつつ、レクリエーション拠点と位置づけるべき区域を計画的に配置し、駐車場、清潔なトイレ、案内標識等の施設を充実させ観光交流の促進を図る。また、その他の観光施設周辺においても、観光客にゆとりと潤いを与えるよう、周辺道路の緑化を図る。
- ・住民の交流促進及び緑地の有するレクリエーション機能を相互に補完するため、市街地内及びその周辺部には緑地による歩行者ネットワークの整備を推進する。



いわき公園

防災系統の配置方針

防災系統緑地として配置する緑地は、自然災害、都市災害の防止・軽減に資する緑地であり、これを適切に配置することにより災害を未然に防止し、安全な都市の形成を図るものとする。

- ・都市防災に配慮して、都市公園や公共施設緑地等を避難地として位置づけ配置するとともに、被害が拡大しないよう河川堤防や幹線道路等に樹木を植栽する。
- ・市街地内及びその周辺に分布している丘陵部の樹林地のうち、地すべり等防止区域や急傾斜地崩壊危険区域の周辺等の樹林地については、災害を未然に防ぐ緑地として保全・整備の促進を図る。
- ・工業地域周辺には、公害に対する緩衝、また、災害発生時に影響が広がらないように緩衝緑地の整備促進を図る。
- ・避難地としての機能の充実が求められている地区については、高齢者・障害者をはじめ誰もが安全に避難できるよう、広域避難地として都市基幹公園を避難経路と一体的な整備の促進を図るとともに、これらのユニバーサルデザイン化に努める。
- ・水害を防止するため、農業生産活動の場という本来の機能に加え、保水・遊水機能を有する農地等や、雨水の流出量を調整する機能を持つ森林を保全する。

景観構成系統の配置方針

景観構成系統緑地として配置する緑地は、本区域の特徴的な風景となる河川・海岸等の水辺の景観を構成する緑地、豊かな自然を眺望できる景観地、シンボリック的緑地及び都市景観の向上に資する緑地であり、これらの適正な配置及び周辺建物の高さ制限等による良好な街なみ景観の形成、豊かな自然景観の積極的な保全、整備に努める。また、各地区の特色ある自然資源の保全・活用、公園整備等により、地区景観の質の向上、個性化に努める。

- ・白砂青松の新舞子浜をはじめとする海岸、夏井川、鮫川等の主要河川等の多彩な水辺景観を構成する緑地を保全する。
- ・三崎公園、勿来の関公園等の周辺緑地を豊かな自然が眺望できる緑地として整備し、保全する。
- ・市街地に島状、楔状に入り込む丘陵地の樹林地や市街地周辺を取り囲む丘陵地の樹林地、身近な公園緑地を都市景観の保全・向上・維持に資する緑地として計画的な整備を図る。

3) 実現のための具体的な都市計画制度方針

都市公園施設として整備すべき緑地については、下表のとおりとする。

緑地名	整備、保全方策（地域地区等を含む）
街区公園	利便性に重点を置いた配置を行うものとする。
近隣公園	土地区画整理事業等と整合を図りながら、住民の利用形態や地域性を考慮し、配置していくものとする。
地区公園	人口4万人前後に1箇所を目安に配置するものとする。
総合公園 運動公園	価値観の多様化に伴い、公園に対するニーズも多様化している。しかし、本区域が多核型都市構造であることを考慮すると、これらを1つの公園で対応させるのは困難であり、各公園間で相互に補完し合い、多様化するニーズに対応できる公園ネットワークを構築していく。
その他の 公園緑地など	風致公園については、本区域の特徴的な自然環境を有する公園を配置していく。

また、良好な自然的環境の保全等を図るため、風致地区を指定するとともに、市街化調整区域内の緑地等の保全に努める。風致地区の指定は下表のとおりとする。

緑地名	整備、保全方策（地域地区等を含む）
風致地区	歴史的、文化的意義を有する緑地、風致景観が優れているなど自然の景勝地や自然海岸、さらには市街地に隣接する良好な樹林地などを風致地区として指定に努める。 具体的には国宝となっている「白水阿彌陀堂」をはじめ、「沼之内弁財天」「海岸線」等における風致地区への指定を検討する。

なお、文化財保護条例により定められている文化財や、当区域に分布している史跡及びその周辺については、風致地区としての指定以外に、地区計画や条例等の活用により周辺一帯における建築物の高さ、形態・意匠制限等を検討するとともに、周辺一帯の緑化もしくは公園整備により、文化財や史跡の保全及び周辺一帯の良好な景観の保全・形成に努める。

4) 主要な公園緑地の確保目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

種 類	名 称
近隣公園	平中央公園
総合公園	いわき公園
	21世紀の森公園
	いわき金成公園
特殊公園	三崎公園
	勿来の関公園
	いわき駅周辺地区

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。